

広島市 お知らせ

第 30 号
27. 8. 1

(市報廣報ひろしま新聞) 発行 広島市役所市長官報課 印刷所 旭 印刷株式会社



工事中の慰靈碑

原爆の犠牲となれる魂よ

安らかに眠れかし！

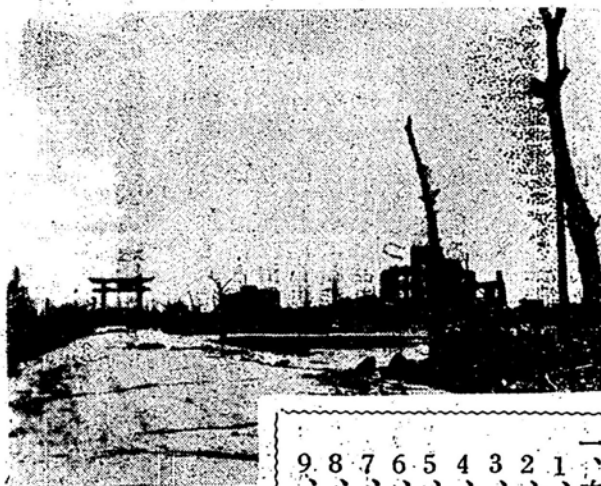
七度巡り来る原爆記念日——八月六日
全市民黙禱を捧げよう午前八時十五分

吾が広島市の地上から、一瞬にして二十数万人の市民の尊い生命と共に、生けとし生けるものを奪い去つたあの原爆記念日が七度巡り来ようとしている。

心を静めて、かの言語に絶する当時の姿を偲べば、『戦争こそ人類を破壊に導く人間最大の罪惡なり』と言わねばならぬ感懷が溢々と湧き上つてくるのを如何ともなし難い。

私達広島市民は、過去七年間その經驗を全世界に伝え、些か世界平和の確立に寄与すべく努力すると共に原爆の都ヒロシマから平和の都ヒロシマへ轉換せしめることこそ、広島

(原爆直後の旧産業奨励館附近)



慰靈式並びに平和記念式

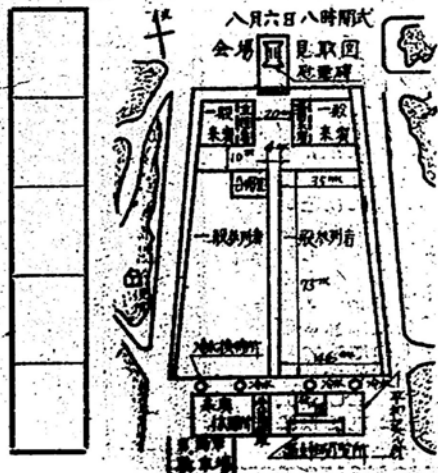
一、日時 八月六日午前八時開式
一、場所 平和記念館前広場(慰靈碑を中心として)

- 一、次第
- 1、開式の辞
- 2、慰靈碑除幕
- 3、広島市原爆死没者過去帳奉納
- 4、黙禱 午前八時十五分
- 5、式 辞
- 6、宣言 言
- 7、来賓メッセーヂ
- 8、平和の歌合唱
- 9、閉式の辞

私達は八月六日を迎える毎に、過去を省み将来を戒めつつ、此の大理想実現に邁進する決意を新たにしますものである。ここに七度式典を挙げ、犠牲者の霊を慰めると共に、平和への深い祈りを捧げ、平和都市建設の完遂を胸中深く期するものである。

八月六日は、広島市にとつて最大の行事である原爆慰靈式並びに平和記念式典の行われ

◎回覧にしてお読み下さい



る日です。当日は平和の鐘を始め全市のサイレンや鐘が、午前八時十五分を期して鳴り響くことになつております。全市民一人残らず地下の霊のめい福を祈り併せて平和の祈念をこめて一分間の黙禱を捧げましょう。(広報係)



現在の同上附近

は、從來保衛所にて耳聴工（十月末の予定）まで当分の間、舟入病院分室で行つていますから御注意下さい。

場所 市内舟入幸町六五〇

舟入病院内広島市保健所分室
西〇二七一

診療日割

健康診断	火・水・土曜の午前中
結核検査	火・水・金曜の午前中
母子衛生相談	火・木・土曜の午前中
性病病状	毎日（併置、性病診療所に於て）
試験検査	毎日で
X線撮影	毎日

その他の業務については富士見町の保健所でもいたします。（保健所）

八月の納税案内

○市民税(本年度第二期分)

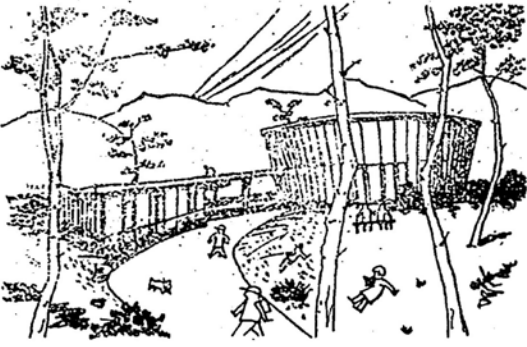
納期限 八月三十一日

八月中旬に徴税令書をお届け致しますから、お忘れなく納入して下さい。
税は私達の街を明るく住みよいものにする重要な財源です。一日遅れれば一日発展が遅れ、又それ文事務に支障をきたし、無駄な経費を使うことになりま(市民税課)

児童図書館の建設は

九月に竣工の豫定

場所 平和公園(児童文化会館の西方)
資金 米田羅府南加果人會四百万円
規模 一般寄附金百二十五万円
鉄筋コンクリート一階九十五坪
円形給ガラス張りの明かるい閲覧室
設計 東京大学丹下健三研究室
工事 五月二十三日着工九月下旬竣工予定
見取図左の低い建物は将来増築の予定
(教育委員会 社会教育課)



○本年度本市貯蓄目標額

三十五億九千六百六十万円

『明るい平和な生活は貯蓄より』

広島市の本年度貯蓄目標額は、三十五億九千六百六十万円であり、これは市の一世帯当り四万六千円余の割となります。平和条約の発効により、名実共に独立国家の一員として輝かしい第一歩を踏み出すこととなりましたがそれには先ず経済の自立が根本要件です。浪費をさけ、生活の合理化を図つて貯蓄に努めましよう。(総務局総務課)

○広島市内本通りの

交通制限強化



広島市公安委員
会では、夏期の時
間すれを考慮して
車馬の広島市内本
通りの交通制限の
時間を延長するこ
ととし、広島市公
安委員会告示第十
七号をもつて次の
通り告示しました
日時 六月一日よ
り十月三十一日ま
では十二時より
二十二時まで。
場所 広島市内八丁堀東洋座横三十米道
路より金座街に入る胡町、堀川町
の道路、並びに八丁堀より金座街
キリンビヤホール前を経て革屋町
電車道に至る間
制限 自轉車を除く車馬 (市警本部)

○遺族援護法による

原爆死 慰金支給開始は未定

今回戦傷病者、戦没者遺族等援護法に
より、原爆当時旧国家給助員法に基いて
徴用された方々、及び陸海軍の要請に基

○住民登録の届出は

済みましたか?

広島市内に住所を有する人々について
七月一日午前零時現在の事実に基づき実施
した住民登録は、一人も洩れなく済み
ですか、若しも未だ届出の済ない方があ
りましたら、すぐに最寄りの市役所出張
所又は市役所調査課(四階)へ届出で下
さい。
本登録は、市民の皆様への便利のために
実施されたものであり、又市の各種の事
務(例えば主食の配給や選挙人名簿、印
鑑簿、学令簿の調製等)の重要な資料と
なるものです。(調査課)

○未亡人の生業資金

貸付制度決る

今回広島県では、戦争その他惨禍の犠
牲となつた未亡人の生活の安定をはかる
ため、その生業を営む上に必要な設備資
金の貸付を行うことになりました。貸付
の対象となる生業その他は、次の通りで
す。

●貸付の対象となる生業

- 一、本県内において十分経営を続けて行
く見込があること。
 - 二、資金の使途が、具体的且つ實際的で
直ちに事業を開始できること。
 - 三、その事業収益により、確実に貸付金
の償還ができるものであること。
- 借受者の資格

独立自活の道を開くために生業を営
む未亡人又はこれに準ずる者で、次の
要件を備えている者
一、十八才未満の児童その他これに類す
る扶養家族を有し、又はこれに準ずる
者であつて、自らの力によつて生計を
維持しなければならぬ事情があるこ
と。
二、本県内に引続き一年以上居住してい
ること。
三、公職選挙法による選挙権を有するこ
と。

●貸付金の限度

- 一、個人貸付 一口として 三万円以内
- 二、連帯貸付 一口として 二〇万円以内

●保証人

- 一、個人貸付は二人以上、連帯貸付は五
人以上の連帯保証人を立て、次の要件
を備えている者。
二、本県内に一年以上引続き居住してい
る。
三、公職選挙法による選挙権を有するこ
と。
四、前年度の市町村民税を完納している
こと。
五、独立の生計を営む世帯主で保証能力
を有すること。
その他詳細は、県庁内児童課又は市役
所内福祉事務所、お問合せ下さい。
(福祉事務所)

(感謝)

(六月二十日より七月
十七日までの受付分)

- 次の方々から寄附金を戴きました。皆
さんと共に感謝をいたしましょう。
- △一千元 K・S氏(匿名)
 - △三千元 市内元宇品町三二九岡本安子氏
 - △五百円 市内皆実町二丁目匿名
 - △一千五百円 市内旭町珍部孫氏
 - △一千元 Y・S氏(匿名)
- 以上いすれも社会事業資金として。
(広島市寄附財産管理委員会)

広島市のお知らせ

第 31 号
27. 9. 1.

(市役所横ひろしま改訂) 発行 広島市役所市長室廣報課 印刷所 旭 印刷株式会社

みんなの力でマンホールの蓋をまもりましょう。



さきごろ、防火水槽のマンホールの蓋が不備であつたために、幼児の一名を犠牲にした痛ましい事実はまことに遺憾で、市当局も市民の皆さんも、共に考えなければならぬいろいろな問題を示唆しています。

心ない少数の人々による公共施設の破壊という文化市民としてもつとめ恥すべき不徳行爲が、依然としてあとを絶たない限り、この種の不祥事が、今後、再び発生しないとは保証し得ない次第です。

そこで、現在市中にあるマンホールやそれに類するものの状態をのべ、対策を考えてみましょう。

第一に下水のマンホールですが、これは市内に大体五千数百個ありますが、そのうち約二割程度の蓋が朝鮮事変以来の金へんブームのため盗難にかかり、これを補充した假設の蓋です。

次に、消火栓は、公設私設合せて二千百九十七個あるうち、鉄蓋の盗難は、五百五十個に及び、八月二十日現在でそのうちの二百個取付済み、残りは九月末日までに取付完了の予定で、又防火用貯水槽は、公設、私設合せて二百四十個ありますが、半地下式のもので、蓋の不必要なものを除いて、全部蓋がついております。

更に街路側溝沿に二十米置きに一個ずつ雨水桝というものがあり、鉄蓋盗難後はコンクリートブロックの蓋になつておりますが、こんどは盗難でなく貨物自動車等の重いものがのりあげて相当数破損しており、深さ、大きさもたいしたことはありませんが、矢張り危険性はあります。

大体以上のような状況にあり、且つ下水のマンホールの如きは深さも二米以上もある場合が多く、無蓋のまま放置することが出来ま

せんので、係員が常に巡視し、又市民の皆さんの御協力により通知を受けて無蓋のものや破損しているものを逐次コンクリートブロックや木製のものを補充又は取替えている次第です。

これについて、市中の鉄蓋を全部引上げてコンクリート製或は木製のものに取替えることも考えられないことはありませんが、これから新に作るものならともかく、現に立派な鉄製のものがあるのに少数の不心得な人達のために、余計の費用をかけて今更不完全な假蓋と取替えるのも、あまり賢明な策とは言えません。

二十数万の蓋は安らかに眠れない筈だ。「安らかに眠つて下さい」と祈る上は不可能を可能にする決意と努力と(更にむすかしい)賢明さがいる。

碑文について

「過ちは繰返しませぬから」との誓いにそれが表わされてゐる。……ませぬが……ませぬで……なへなへになるだろ

一度あることは二度ある。広島は長崎で繰り返された。この繰返しは防げるか。二十数万の犠牲が可能にする。むだにしない



ません。……いすれにしても、無くなつたあとで補充しては実は手遅れで、殊に夜などは非常に危険ですから、市民の皆さんに次のようなことを心得ておいていただきたいと考えます。

(一) お宅の附近や通行時に、マンホールの蓋に手をふれてゐるものがあれば、係員であるかどうかを確かめて下さい。係のものなら必ず身分証明書をもつています。

(二) 若し、尋問出来ないような場合は、その人の服装、年令、人相、足どり等を出来るだけ確かめておき、もよりの交番か市役所(二二五—か六二九—)へ連絡して下さい。

(三) 若し、マンホールの蓋のない箇所を発見された場合も、直ちに御連絡下さい。この場合通知を受け次第直ちに補修に向かいますので、その間に事故がおきないとも限りませんが、何かの目印をしておいていただければ結構です。

(建設局、消防局、水道局)

忘れぬ間は。それならば、金石文字にしておこう。

廿世紀文明の犯した最大の過ちは広島の原因であつた。

過去に低迷している広島市民ではない。飛躍して人類のなし得なかつた仕事をしようと光明を見出す。

過ちは繰り返さぬという決意は長崎と共に広島がなし得る特権である。原爆文明は世界の破滅を脅している。

文明はこのように不賢明だ。人類の光明は広島の一隅からとすれば、犠牲はむだでない。

(広報稿)

◎ 回覧としてお読み下さい

社会保険 広島市民病院

事業案内



二十円(三十五ミ
リ以外は実費)
集団の場合のX線
精密検査 一人に
つき四百円(必要
に応じて血沈測定

及び検たんを含む)

集団の場合のX線透視 一人につき
五十円
集団の場合の総合身体検査 一人に
つき二十五円以上

2 手数料

普通診断書料 一通につき六十円
特別診断書料 一通につき百二十円
証明書料 一通につき六十円
集団の場合のツベルクリン皮内反応
検査 一人につき十円
集団の場合の赤血球沈降速度測定
一人につき二十円
集団の場合のふん便顕微鏡的検査
一人につき十円

3 分べん料 一件につき七百円

薬剤容器代
薬剤容器の使用については、投薬の際
その実費を予納して後日容器の返還が
あつたときその予納金を還付する。
但し使用の容器を破損したり、又は
最終投薬一カ月以内に返還しない場合
は、予納金を損料として徴収する。

入院手續

入院診療を受けようとするときは、健
康保険の被保険者及び診療契約による
者は所定の契約書を提出し、その他の
者は入院願を提出して院長の承認を受
けなければなりません。

各科診療担当

院長 甲斐太郎
内科 部長 河野義夫
医員 山地康平
外科 部長 日山完吾
甲斐太郎(院長兼務)

医師 小川 新
小児科 部長 妹尾良夫
産婦人科 部長 村上基千代
医員 山岡一行
松尾星一

2 物理療

病理室 外川修三
X線室 西川英之

3 薬剤部

薬剤部長 吉富浩太
薬剤師 木村俊雄

4 事務局

事務局長 永井 要
庶務課長 国安 栄
兼會計課長
その他職員 四十名
(社会保険広島市民病院)

市役所(本庁)

電話番号新たに増加

今回市役所の電話番号が次の通り新た
に増加されました。

(一) 中②三五一から中②二三五八まで
(従前は中②二三五一から中②二三五
五まで)

(二) 中②六二九一から中②六二九五まで
なお右番号の電話をおかけになると
きは、代表番号(中②二三五一、中②
六二九一)だけダイヤルすればあいて
いる番号に自動的につながるようにな
っています。

若し話中の音が出ましたら、全部話
中ですから他の番号をダイヤルするこ
とは無駄です。この場合しばらく待っ
てかけなおして下さい。

(総務局総務課)



赤痢はまだまだばやる

これから秋にかけては夏の疲労で
一層病氣にかかりやすく、赤痢患者
がでる心配が多分にありますから、
左のことは必ず実行してください。
☆夏から秋にかけて子供さんが急に
ぐつたりしたら、何をあいても医
者をよびましょう。

☆たべものをあつかうお母さんは、
白い清潔な前かけも結構ですが、
もう一つたべものにさわる前に石
けんで手を洗ひましょう。

☆下痢をしたら、あなたは赤痢かも
知れませんが、下痢止だ薬だとさわ
ぐ前に医者にみてもらいましょ
う。あなたが赤痢をひろげるかも
知れませんが。

☆特に大事なことは、用後は必ず
手のよれを洗ひ洗い洗うこと
です。

☆なるたけ外で飲み食いをしないよ
う、また食ひ残したものは明日に
廻さず、惜しくてもすてましょ
う。

日本脳炎を防ぐには

うわごとをい、頸がつり、けい
れんや大小便のたれ流しをし、つい
には眠つたまま死んでしまう日本脳
炎の予防には、まず第一に蚊の退治
が大切です。蚊の発生する水溜をな
くしたり水はけをよくし、又発生し
やすい所には定期的D、D、Tや
除虫菊乳剤その他薬品をまきまし
う、つぎに炎天下の激働や過勞そ
の他、戸外に出る時は必ず帽子をか
ぶるとか、手ぬぐいなどで顔を直接
太陽に当てることのないように十分
気をつけましょう。

(保健所)

市政
相談

毎月始めになりますと、市役所からと称して二人連れの男の人が消葬に参ります。一回につき二十五円の料金をとり、上からもしなければと家の中にまで入つて便所の消毒をします。

有難いことではありますが、女、子供ばかりの家に入りにこまれるのも迷惑ですし、又市でやられるなら戸別が本当でしょうが、そうでもありません。少し不審に思いますのでおたずねします。

答 市保健所

市役所又は保健所では、伝染病発生患者周辺の家屋或は豪雨などで浸水した家屋でも特別の場合の外は個人の家の消毒は致しておりません。又役所から行つて消毒を実施する場合は無料です。

役所の名称をつかつたり、まぎらわしい身分証明書をもつて消毒に廻るものがあるとのことで、市警本部へも連絡してありますが、市民の皆さんも、だまされぬよう御注意下さい。

保健所の衛生班には保健所長発行の身分証明書又は家族昆虫駆除班員の証を持参せしめていますから御注意願います。

なおモデル町村といわれるところなどは、各家庭でDDTやBHCなどを撒布したり、ゴミは土地に埋め又は焼き、水溜りをなくしたりして蚊やハエの駆除に効果をあげています。

市警住宅の増築 江波町 A 生

江波電車終点に近い市営住宅の某家では相当大きな増築をしています、きいてみると別に届けをせずともよいのことでした。

それなら私も増築したいと思いますが、
本当に届けは不要なのでしょうか。

答 市管財課

市営住宅へ建て増しされる場合は、必ず許可が必要です。無許可で増築されたり許可条件に反する場合は撤去を要請致します。

許可条件は先ず木造に限られること、次に規模は二年以内です。但し昭和二十五年以降に建築された木造家屋は、五坪が限度です。これは二十五年以降に建築の木造家屋には一様に〇・五年の物置きがついておるからです。

以上の条件により特別の事情のない限り許可致しますから必ずその地区の管理人又は市建設局管財課管理係へ御申出下さい。

なお文中の江波電車終点近くの市管住宅の無許可増築の件ばすでに工事の中止並びに撤去を要請致しました。(管財課)

近
づ
く

「としよりの日」のために

九月十五日はとしよりの日で、当市においても社会課を始め、教育委員会、或は各種団体が中心となり、としよりを慰め、元氣づける多彩な行事が行われることになっております。

さて、この老人の目がもうけられた
いきさつを調べてみましょう。
いうまでもなく、民主主義は個人の
尊重を先ず第一の基盤としております
このため人々は自分自身でやつてゆ
かねばならぬという責任感を植えつけ

所役市動移

移動市役所としての市政懇談会も昨年十二月十五日に第一回を開いてから好評のうちにすでに十三回を重ねました。

市 動 移

市民と市理事者との膝を交えての話し合いによつて検討された問題も極めて広範囲にわたり、殆んど市政の全部門に及んでおり、以下に示す問題別の件数が可成り今日の市政の重点を物語つております。即ち区画整理問題が筆頭で三十三件、次いで道路三十一、下水二十七、塵芥屎尿、公衆便所等衛生問題二十一、橋梁関係十一件と続いております。

更に件数順に見ますと、税金問題、都市計画と周辺地区の關係、公園綠地問題、水道問題八件、生活保護關係や遺族援護問題十件、市營住宅、消火栓について各七件、PTAを含めた教育問題六件、競輪問題、産業振興策について各四件、交通問題三件となり他は問題だけを示しますと保育所、市役所、市役所の窓口事務、不法建築物、公民館、西保健所、向西館、大須賀町特設問題、外債、平和の理念について、その他の問題となつております。

られたと同時に、一部ではその考え方を誤つて、自分のことだけやればよいという考えかたで自分の肉親であつて必要はないと思ひこむした。

このために老人を尊重し、敬うという
氣持は薄らぎ、長い間の貴重な経験から
出る老人の言葉も、古くさいという一言
のもとにむげに斥けられるようになり、
更にひどいのは法律が許すからといって
嫁から離縁状をつきつけられて、その日
から食うに困つてしまふ姑もあるし、子
供から見捨てられてしまつて途方にくれ

以上の問題について、直接の話し合いから誤解や思い過しによる問題は卒刻解決され、期限をつけて実現を約束するものやなかには市財政やその他の事情で早急実現の困難な問題もありましたが、責任担当者から納得のいただけの説明があつて希望をもつて将来の実現を期待し得るようになつた結果は、直接間接に広島市の復興を速め、発展にプラスしたものと考へられます。

広報係では、各地区にはそれぞれ特殊な問題があり又市政は市民生活に身近かなものである以上、市政は権力行政でなくしてサービス行政であらねばならぬとの建前から、個人生活に連なる具体的な問題の出るのを歓迎して参りますが、今後の方針にかゝりはありませんが、翌年の運営という点からは、問題の性質によつては数町内では都合で開催されることも極めて便宜な場合があることを学びました。このことは実際について見ても逐次そのような傾向が現われ、近くは七月十日の西広島振興会、又八月十二日皆実、比治山、段原、竹屋、荒神の五学区連合の会がたれました。

秋冷の候を迎え、この種会合には最もよい季節ですから、開催御希望の地区などいし出張所又は直接広報係まで御申込み下さる。(広報係)

る老父もあり、悲しみと苦しみの中に淋しく世を去つてゆく老人が決してすくなくありません。

これらの老人問題の責任は勿論社会全体が負わねばならぬもので、その原因は終戦以来の国民の道義観の低下と民主主義のはき違えによるものです。

このような実状から考えてとしよりの日をもうけ、国民全部の強い関心の上に立つた老人福祉と老人自身の自覚を促し、この運動を通じて国民全部が新しい社会の協同生活を認識して、老人に對する国家保障制度を促進しようというのがその主旨です。

(社会課)

〔社會〕

昭和二十七年固定資産の
評價額近く縦覧

五、六、七の三カ月にわたつて調査いたした昭和二十七年の固定資産税の課税標準となる資産の評価も大体終了し、九月中にはその価格が決定される予定でありますので、九月下旬から十月月上旬の間に皆様の縦覧に供することとなりますからお知らせいたします。

なお調査に赴いた際、本年度は各個人に評価決定額を通知するように言つておりましたが、事務の都合上不可能となりましたので、本年も昨年と同様本庁と各出張所において縦覧事務を取扱います。(資産税課)

明年使用の基本選挙人名簿
九月十五日現在で調製

今年も九月十五日現在で、明年(昭和二十七年)九月十五日より昭和二十八年(昭和二十九年)九月十五日までの各選挙区に使用される基本選挙人名簿を調製することになりました。

この名簿の調製のため、市選挙管理委員会事務局職員が九月十五日より一斉に各戸別毎に訪問して調査致しますので、旅行中、出かけ中及び入院中の方等で現に広島市に生活の本拠がある方はその際洩れなく申出下さい。この名簿に登載する人は昭和二十七年十二月二十日現在満二十歳となる者、及び九月十五日現在市内に引き続き三カ月以上居住する者等です。登録した名簿は、十月末までに調製して、十一月五日から十五日間当委員会事務局(市役所内)及び市役所の各出張所で縦覧に供されます。

なお、この名簿調製に当つて申告された方でも、昨年調製した名簿に登録されてない方は今回執行される衆議院議員選挙並びに教育委員選挙の際、補充名簿を調製しますから、その際改めて申告されるよう申添えます。(市選挙管理委員会)

水道使用上の御注意

従来節水については、度々皆様の御協力をお願いしておりますが、皆様の中には許可なしで水道を、噴水や池又は滝などに使用したり、庭や道路に散水したり田畑に水をやったり、閉栓中の水栓を無断で使用したりしている方が相当数発見されております。無許可で貴重な水をこんな事に使つたのでは誠にあつても足りません。

水道局では、このような違反行為や無届の給水工事を取り締まるため、「水道取締班」をもつて毎日市内を巡回調査しております。若し、違反行為を発見するとお氣の毒でも条例で定められた罰則(一万円以下の罰金又は二千元以下の料料)を適用されるばかりでなく、らん用水量に対して規定料金の上倍額を追徴することになります。



御用家各位は、十分御注意の上、節水に御協力下さるようお願いいたします。

なお、前記のような違反行為の常習者がある場合は、公益を保護する意味合いから、水道局(中二二〇一番)まで御連絡下さい。(水道局)

印鑑登録、証明に必要な書類

印鑑登録や証明には、もよりの本市出張所長の発行する在籍確認書(無料)が必要ですから必ず御持参下さい。最近お間違ひの方がすくなくあります。

なお、先般実施された住民登録によつて印鑑証明や証明事務が各出張所で取扱われるようになったと早合点されぬよう。このことは、住民登録に基づいて全部の本籍照会事務が完了次第実施される

ことになつております。その時期については、出来るだけ早くなるよう皆さんの御便宜をはかるべく努力致しておりますから、今しばらくお間違ひのないよう願います。(戸籍課)

警察準備隊員(保安隊員)

志願案内

資格

●年齢 昭和二年十二月二日(昭和九年十二月一日)生れの男子で原則として独身で、家庭上勤務に支障のない者

●学力 新制中学卒業以上の者

●身体 身長一五五センチ以上、胸囲は身長半分以上、体重は四十八斤以上で眼鏡をかけないで〇・八以上又は眼鏡をかけて〇・八以上の視力があり弁色力完全な者

●人員 約三万名

●受付 八月十日から九月十日まで志願票三通を市役所総務局総務課又は各地の警察予備隊から受取り、所要事項記入の上受領の同場所へ提出するか郵送して下さい。

なお広島市の志願者目標数は、三百五十名となつており、青年諸君の自発的な志願を期待します。その他詳細は前記市役所総務課又は出張所でお問合せ下さい。(総務局総務課)

下水道使用料の集金について

下水道施設の維持管理を強化するため今年度から他都市なみに下水道使用料を徴収することとなり、さき程からその集金を始めています。料金は水道料金の大體十分の三です。二カ月毎に集金する筈ですが種々の事情で今年度は集金が多少おくれて御迷惑をかけている向もあるかと存じますが、集金にうかがつた節はよろしく御協力下さるようお願いいたします。(下水課)

本年度乳幼児の検診等
九月一日より始まる

乳幼児の健康を増進するため、本年度も又九月一日から九月二十三日まで、乳幼児一斉検診、選奨会、並びに赤ちゃんコンクールが開かれることになりました。

選奨会並びに赤ちゃんコンクールを含めた乳幼児一斉検診日程その他は次の通りです。

日	区域	検診場	区域	検診場
一日	青島	同小学校	矢野	同小学校
二日	尾長	同小学校	荒神	同小学校
三日	仁保	同小学校	比治山	同小学校
四日	江波	同小学校	大田	同小学校
五日	古江	同小学校	南光	同小学校
六日	高島	同小学校	北光	同小学校
七日	三島	同小学校	宇田	同小学校
八日	三島	同小学校	宇田	同小学校
九日	三島	同小学校	宇田	同小学校
十日	三島	同小学校	宇田	同小学校
十一日	三島	同小学校	宇田	同小学校
十二日	三島	同小学校	宇田	同小学校
十三日	三島	同小学校	宇田	同小学校
十四日	三島	同小学校	宇田	同小学校
十五日	三島	同小学校	宇田	同小学校
十六日	三島	同小学校	宇田	同小学校
十七日	三島	同小学校	宇田	同小学校
十八日	三島	同小学校	宇田	同小学校
十九日	三島	同小学校	宇田	同小学校
二十日	三島	同小学校	宇田	同小学校
二十一日	三島	同小学校	宇田	同小学校
二十二日	三島	同小学校	宇田	同小学校
二十三日	三島	同小学校	宇田	同小学校

●検診受付時間 午後一時より三時まで時間厳守のこと。

●受検者は母子手帳持参のこと。

●第二次審査は第一次審査(各分会にて行う)において選出した者の再審査(受検該当児(一斉検診及び赤ちゃんコンクール))

1、昭和二十六年九月一日より昭和二十七年八月三十一日までの出生児

2、選奨会参加資格者(昭和二十五年九月一日より昭和二十七年八月三十一日までの出生児(満二才まで))。

(保健所)

水防のあらまし

広島市の対策は？



市民—今日は水防についていろいろお聞きしたいのですが、先ず水防とは一体どんなことかについて—

消防—簡単に言えば、洪水や高潮に際し堤防その他の工作物が破壊されるのを防止するために必要な処置を構じて、市民を水禍から守ることです。

民—そうしますと水防は出水に対する応急処置のことですね。

消—一応そう解釈してもよいでしょう。根本的には治山、治水が最も重要なのですが、それがあまりにはかばかしく進まない実状なので、目前の急迫した事態に対する緊急対策としての水防が益々大切になる訳です。

民—では水防の効果について—

消—御承知のように、日本の河川は概ね急流で、流路も比較的短い。従つて出水も急速ですが、減水もまた速いという特色があります。そこでほんの数時間又は十数時間の水防活動により、堤防を守り、洪水波頂を流下させてしまえば災害を防止できる訳です。

民—水防の重要性はよくわかりましたが、広島市ではどんな水防組織や計画をもつていますか。

消—先ず組織では、本市災害対策規則により、八部二十七班六十六係を構成し、非常事態に対する万全の人的機構を整えています。

又計画としては、水防上必要な堤防な

どの監視、警戒、水位増減の通報、連絡、水防員や資材などの輸送、水門の操作や水防活動の実行計画、住民の避難、応援に關する協定、器具資材の整備運用などの事前計画で、毎年実情に即応して更新し、知事の承認を受けています。

民—それでは実際の場合について御説明願います。

消—先ず水防活動開始の時期は、河川の水位が普段より二メートル増水したときからです。真先に消防機関は自動的に非常召集を行い、七つの川の水防に警戒員を配備して監視警戒に当ります。警戒員は刻々水位の増減や危険の度合いなどを本部に報告します。本部では直ちに市民の皆さんにお知らせして心の準備を促していただきます。水位が警戒水位（二、五米）に達しますと本部長以下全員は所定の場所に集り、いわゆる非常時態勢を整えるわけですね。

民—堤防決壊などの応急工作はどの機関が当りますか。

消—消防団員約四千四百名が各堤防の危険箇所を待機し、決壊などの危険が接近したときは、土木課の技術者の指導の下に、それぞれ適応の工法で応急工作を行います。止むを得ない場合はその附近の方々にも作業に従事していただくことがありますから。

民—いや、進んで協力致しますしよ。

消—もう一つ市民の方にお願ひしたいことは、御承知のように水防活動には相当量の資材や器具がいる訳ですが、これらを平素から準備しておくことは当市の財政事情では望みがないことです。そこで洪水に際しては、止むを得ず「公用負担命令」を発効し、一般市民の方から一時お借りしなければならぬ事態も予想されるのです。

想されるのです。

勿論損失は時価によつて補償しますが、市民の積極的な協力を願いたいと存じます。

民—最後にもう一つ、私達が水防上気をつけねばならぬこと、市民自身で出来ることなどについて—

消—なる程大切なことですね。先ず根本的には山林の過伐を防ぐことでしょう。

広島管林署管内でも山地の四分の一は、げ山という実情にあります。植林は一朝一夕には出来ぬものですから先ず過伐制限が大切です。

次には堤防の愛護です。

年々の災害復旧工事もなかなか捗らないところへ、堤防上に工作物をもうけたら、野菜類を耕作したり、甚だしいのは住居を構えるという始末で、いよいよ堤防は弱くなる一方です。

今後はこれらを厳重に取締る意向ですから、市民の方もこのような行為のないよう、又堤防内に塵芥などをすてないようお願いいたします。

更にもう一つ、これは一般の方には直接の関係はすくないのですが、河岸の所々に木材を繋ぎ貯木しているのを見受けられるでしょう。

累年被害を蒙る橋梁の流失等は全部といつてよい位流水によつて破壊されるのです。そこで洪水に際しては、はやく強くしばつて流れぬようにするか、陸揚げするよう関係者の方にお願ひしたいのです。

民—一寸した注意で大きな災害も未然に防げる訳ですね。

民—どうもいろいろありがたうございました。

(消防局)

市営住宅の入居に御注意

市長の許可書を持たないで、市営住宅の入居者その他の話合いにより、しかも権利金等を出して市営住宅へ入居される方がありますが、これは不法入居で、事情の如何によらず絶対に認められませんが、この場合、市は立退きを要求し、住宅の明渡しをさせておりますので、このようなことのないよう充分御注意下さい。

市営住宅入居の許可は、入居者公表（住宅新築の場合、新聞ラジオ等にて公表）により、申込者の住宅困窮度の高さに応じ、抽選で入居を許可しており、又空家ができたときは、前申込者から実態調査によつて住宅困窮度の高い方より入居を許可しておりますので住宅に御困りの方は公表の際必ず御申込み下さい。

土地建物買賃斡旋

広島市管財課では、去る一月より土地建物の売買、紹介斡旋等に努め皆様の便宜を図つていますが、最近土地建物を買いたい人が多数あり、この紹介斡旋について大変喜んでおられますので、売渡し等御希望の方はどしどし出張所経由又は直接本庁管財課へ申込んで下さい。

四月十三日以降の売却希望申込みは次の通りです。

牛田町御茶屋地二〇九一	田	五百九坪
横川町三丁目七六一	土地	三十三坪
国泰寺町九九土地二百五十坪(賃借権有)		
荒神町二六四	土地	四十二坪
同 建物 二戸	二階建	延二十三坪
同 平家		六坪
段原日出町二二五	土地	五百七十坪
同 建物		五十坪
東雲町	土地	百四十一坪
同 建物	小バツツ坪	

(管財課)



商業統計調査

9月1日の状況で実施

今回が最初の日本全土にわたる商業統計調査が実施されることになりました。

本市では約三百名の調査員が、左の商業事業所（商店）を戸別訪問して調査しますから、業界各位の御協力をお願いいたします。

調査業種

卸売業、小売業（製造小売業）、飲食店、代理商及び仲立業、自轉車販売修理業、貿易業

調査方法

乙調査—個人商店で常用労働者を使用していないものは、調査員が面接調査して質問事項を聞きとる。
甲調査—法人組織の商店と常用労働者を使用している個人商店は、申告義務者が調査票に記入申告する。

調査事項

商店名、商店所在地、本支店の区別、経営組織、業名、業態、資金借入先、売場面積、従業員数、商品仕入先、商品売上額、商店売上先別売上額割合、修理料及びその他のサービス料、営業支出、商品手持額、帳簿組織、

調査票の秘密の保護と申告の義務

統計法により調査票は秘密に取扱われ、徴税、資材の割当及び個々の事業主の利害に関するような目的に使うことは一切厳禁されていると共に、事業を営む者は充分に正確かつ完全に申告することを義務づけられております。

（調査票）

賠償機械設備の

拂下げについて



張所に出頭の上、リストを見られ、なるべく現地につき現物を確かめること。

3、関係法令の抜萃

法律第二一九号国有財産特別措置法（昭和二七、六、三〇官報第七六四二号）

（機械器具の処理の特例）

第九條、旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた普通財産（以下「旧軍用財産」という）のうち機械及び器具については、設備改善による企業の合理化を推進するため必要があると認められる場合には、政令で定める事業者に対し、その所有する老朽した機械及び器具とこれを交換することができ、

2、前項の交換をする場合において、その対価が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない。その他詳細は、商工課又は市役所商工課へお問合せ下さい。（商工課）

1、該当機械設備 呉、広、光地区で大体五千台で、内広島県関係は三千台と推定される。
2、申請上の注意 関係地区の財務局出

英連邦呉基地司令官R・H・バットン代将からの「一九五二年八月六日第七回平和記念式典に寄せるメッセージ」は式典運営の時間的都合で当日発表されませんでしたので、本紙上に発表致します。

メッセー—ジ

七年前の今日、原爆とこれに続く火災のじゆうりにより、広島市は事実上地上から姿を消したのである。これこそ全世界をその渦中に投じ、人類の想像を絶した大軍を対立抗争せしめた戦争の終末を告げる驚天動地のクライマックスであった。それが今は繁華の都となり、市民の誇りであると共に、その復活歩を知る世界の善意ある人々から嘆称の的となつてゐる。今日眼前に見るものは新しい、絶えず伸びる都市施設と産業であり、平和都市であり、戦争なき平和な年月を貸せば必ずや指導者各位の構想通りの偉容を達成するであろう。我々は産業の復興、住宅の建設、其他数多の緊急事業成就のため不眠不休の市民各位に深甚の敬意を表する。速来の我々は新広島を旧に比して更によき大都市たらしめんとする各位の御努力に感服の外はない。私は今日の式典に市民各位に対し、新都市を興し、日本国民特有の堅実忍耐の金字塔を打立てられたことを、衷心より慶賀申し上げる。願わくば広島島の進む途が戦争の危険や外敵の脅威のためにくもることなく、つねに平和の中にあらんことを心から祈るものである。（広報係）

感謝

（7月18日 8月1日 受付）

△七十四万七千九百九十円 加州櫻府 広島県人会長片岡貫市氏より児童図書館建設資金として
△一千万円 広島燃料株式会社より社会事業資金として
△六千万円 東京都千代田区富士見町三ノ一法政大学出版局長相島敏夫氏より戦災孤児育成資金として

△一千三百三十三円 市内大州町一丁目永山守氏より戦災孤児育成資金として

△五百円 山形県西村山郡宮宿町立水本小学校六年生一同より社会事業資金として

△二百円 東京都板橋区板橋町二の六六三田中稔氏より戦災孤児育成資金として

△五百円 長崎県大村市辻田町五五五朝長準氏より慰霊碑建設資金として
△一百万円 台北市重慶南路一段二二五号一沈水木氏より浅野図書館復旧費として（広島市寄附財産管理委員会）

次の方々から寄附金を戴きました。皆さんと共に感謝いたします。

△一千万円 栃木県宇都宮市四条町宇都宮地方方法務局女子職員一同より原爆傷害者治療費として

△一千万円 市内宇品町十七丁目福原照男氏より社会事業資金として

△二百円 K・S氏（匿名）より社会事業資金として

△四百七十一万五千円 市内段原大畑町今田忍氏より戦災孤児育成資金として

△一千万円 ブラジル・サンパウロ州ルアデオンダレイラ一九須郷清市氏より社会事業資金として

△一千万円 Y・S氏（匿名）より社会事業資金として

△七十四万七千九百九十円 加州櫻府 広島県人会長片岡貫市氏より児童図書館建設資金として

△一千万円 広島燃料株式会社より社会事業資金として

△六千万円 東京都千代田区富士見町三ノ一法政大学出版局長相島敏夫氏より戦災孤児育成資金として

△一千三百三十三円 市内大州町一丁目永山守氏より戦災孤児育成資金として

△五百円 山形県西村山郡宮宿町立水本小学校六年生一同より社会事業資金として

△二百円 東京都板橋区板橋町二の六六三田中稔氏より戦災孤児育成資金として

△五百円 長崎県大村市辻田町五五五朝長準氏より慰霊碑建設資金として

△一百万円 台北市重慶南路一段二二五号一沈水木氏より浅野図書館復旧費として（広島市寄附財産管理委員会）

選挙特集号
27. 9. 15

(市政広報ひろしま改題) 発行 広島市役所市長室広報課 印刷所 旭 印刷株式会社

市民諸君に訴ふ

広島市長

此の選挙の結果如何にかかつておる。それは直ちに明日からの吾々の生活にこたえて来る。

正しい選挙とは、有権者の一人一人が、政党的政策、綱領を眞剣に検討して、自分の考へと一番近い政党の人に良心的な一票を投ずることである。一つの政党から二人以上の人が立候補してゐる場合は、人格・識見共に最も優れた人を選ばなければならない。この場合、小さな情実因縁や狭い利己的な考へ方を捨て果して其の人が国政を委すに足る人物であるか如何かを良心的に眞剣に比較検討して決定したいと思う。よく「いくら人物が立派でも地方のために働かれない人はいけなし」と言うようなことが言われる。衆議院議員は何れも各地域から選出しておるのであるから、其の地域の利益代表でなくてはならぬことは勿論であるが、それと同時に、国会議員は国の政治に携る人であるから、常に国家の利益を第一に考へる人でなくてはならないことを忘れてはならない。要するに、その人が人格、識見、手腕共に現在又は将来中央政界で重きをなし得る人物であるかどうかが問題である。

然るに中央政界で重きを爲すためには、一般的に見て其の人の実力の外に政治経歴が大さな比重をもつものである。従つて吾々は一且一人の人を選出したからには、格別な理由がない限り、今後何回でも同じ人を中央に送り、之を郷党相携へて育てて行くだけの用意と覚悟をもたねばならないと思う。

結局するところ、中央政界で重きをなすよ

選挙はだれのために

広島市選挙管理委員長

総職占領以來七カ年、國民待望の講和も去る四月結実し、獨立日本として初の衆議院議員総選挙が今や全津々浦々にまで華々しく展開されて参りました。

今度のこの総選挙にあつては、さきの講

地方の利己的な仕事にばかり汲々としておる人が地方のためになる人物であるとの考え方は変えなければならぬと思う。

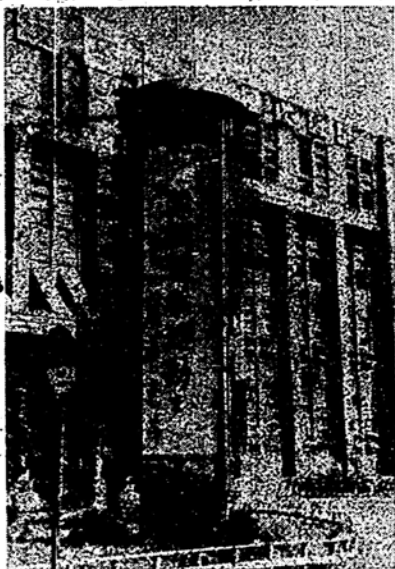
今八千万の国民を乗せた日本丸は激しい国際情勢の中に乗出して、まかり間違えば、国民も共沈没する危険をはらんでおる。

此の時、安心して、吾々の船を委し得る立派な人が得られるか如何かは、一に旬日後の選挙当日に、国民の一人一人が、どのような態度で臨むかによつて決定するのである。

幸いに賢明なる市民諸君の善処を要望して止まなう。

ますが、将来日本の文化の向上の施策を初め日本再建の將來の運命をになう青少年の教育など重大なる行政を担当する教育委員の選挙には、文化都市、平和都市としての発足を平和都市建設法によつて中外に明かにしたわが広島市としては、市民各位の更に一段と深い関心をもつてこれに臨んで頂きたいことを念願するものであります。

今や、りよう原の火の如く各層各方面に強烈な与論となりつつある公明選挙の運動も、国民の自覚による民主政



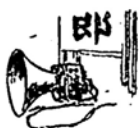
行使には、清く、正しく且つ責任をもつことが必要です。

更にこの重大意義をもつ衆議院議員の総選挙に就いて、広島県議会議員補欠選挙及び県、市教育委員会委員の選挙も行われるのであり

選挙に対する心構えは、要するに選挙はだれのために……『それは、候補者のため、ものものではなく、互いのものである。』と言ふ言葉につきます。

立派な人を

選
び
ま
し
よ
う



五つの選挙に

Age Group	Total (%)	Male (%)	Female (%)	Unknown (%)
18-24	15	18	12	2
25-34	35	40	30	5
35-44	25	28	22	5
45-54	15	18	12	2
55-64	10	12	8	2
65+	5	6	4	1

選挙の種類				告(公)示
衆議院議員	九月五日	九月十六日	九月二十八日	立候補締切 補充立候補 締切
最高裁判官	九月五日 (不在者投票 は九月二十一 日より)	九月二十日	十月一日	投票日
国民審査	九月十日	九月二十日	十月二日	
県教育委員	九月十五日	九月二十五日	十月五日	
県議会議員	九月二十日	九月二十五日	十月五日	
市教育委員	九月二十五日	十月二日	十月五日	

三、**縣教育委員會委員選舉**
これは教育委員會法という法律によつて、半数改選の制度があり、こんどは六名の公選委員中、任期満了の三名の委員について改選が行われます。
戦後教育行政の民主化に伴つて生れた教育委員會は所謂政治勢力に左右されず独自の立場で、將來の日本を背負う、子弟の教育で一般的な文化向上施策にあたるもので、その委員が公選されるのも亦当然でしょう。
選挙区は広島県下全体で、立候補者は九月十日現在では不明です。

最高裁判所裁判官国民審査投票用紙

[illegible]

立派な人を選ぶ

手引きとして

☆選挙公報と審査公報が届けられます
こんどの衆議院議員及び県教育委員
会委員の選挙に于ては、夫々選挙委員
報で候補者の経歴や政見・政策等の発
表を印刷して各御家庭に配られます。
その時期は、

衆議院議員の方は九月二十六日頃
果教育委員会委員の方は九月卅日頃
又最高裁判所裁判官国民審査投票の印
ためには、五名の裁判官の経歴等の印
刷物が審査公報として九月二十六日頃
皆さんの御手許に届けられます。

☆立會演説會

今回の衆議院議員選挙と果教育委員
選挙については、法律によつて、立会
演説会が行われ、立候補者の政見発表
が行われますから市民各位多数の来臨

違反です。又選挙に關する署名運動は候補者自身も、運動員も、第三者もいけません。

平和運動や再軍備反対署名運動等は許されますが、これが選挙運動に利用されると許されません。例えば「再軍備反対の○○党に投票して下さう」などは違反になります。

《陣中見舞の禁止》

陣中見舞として、第三者の酒や菓子などをもつてゆくことは、これまで通り「飲食物の提供禁止」にふれ、贈られたものは、なんでもありませんが、贈つたものは、三年以下の禁固又は三千円以上五万円以下の罰金をかされます。

《ボスターのはり場所》

選挙運動用ボスターと演説会告知用ボスターは今まで公共施設にはることができなかつたのですが、こんどは、橋とか電柱、公営住宅などの公共施設にもその所有者で管理者の承諾を得ればはれるようになります。

《連呼行為は午後九時まで》

連呼行為を行うには、選挙管理委員会から交付される標旗（衆議院議員の場合是一本）を掲げた自動車、自轉車などの上からでなければならぬ。又時間には午前六時から午後九時までです。

十三日より九月十七日までの間に申告され、これが確認されたものを登録しますから、該当する方はこの期間に市役所各出張から選管事務局に申告して下さい。

この名簿は九月二十一日より二十五日まで市役所内二階北詰の市選管事務局で一般に縦覧に供しますから、開覧の上脱漏等があれば、その際申告されれば登録いたします。

なお昨年九月十五日現在で基本選挙人名簿に登録された方で、その後市内で住所の異動をされた方は補充選挙人名簿に登録することは出来ません。またもとの住所で投票しなければなりません。

[illegible]

まえとかわつた
投票所に御注意
こんどの選挙に際して広島市の投票所
は五十カ所選定に際してそのうち十カ所は
有者の都合や火災による焼失、或は選挙
人の便宜のためにこれらまでと位置が特
にわつておりますから、関係区域の方は特
に気をつけて下さい。

注意 投票所名で活字の太い処は、新たに場所の変更した処です。

[illegible]

広島市 お知らせ

第 32 号
27. 10. 1

(市政広報ひろしま版) 発行 広島市役所市長室 印刷所 中本印刷株式会社

表彰

原爆功労者を

推薦して下さい



表彰委員会の
審査終了

二十七年十月二十五日
二十七年十一月三日

表 彰 式 (順序不同)

広島市表彰審査委員会委員

高 山 一 三
西 村 徳 一 六

市長の任命する吏員

杉 村 政 太 郎
池 永 清 眞
任 都 栗 一 興

広島市助役

山 田 好 正
松 坂 義 正
山 本 実 一

広島市教育長

松 坂 義 正
山 田 好 正
山 本 実 一

広島市警察本部長

山 田 好 正
松 坂 義 正
山 本 実 一

市長の委嘱する市議会議員

山 田 好 正
松 坂 義 正
山 本 実 一

市長の委嘱する有識者

山 田 好 正
松 坂 義 正
山 本 実 一

広島県医師会会長

山 田 好 正
松 坂 義 正
山 本 実 一

広島県公安委員長

山 田 好 正
松 坂 義 正
山 本 実 一

中国新聞社長

山 田 好 正
松 坂 義 正
山 本 実 一

なお同委員会の委員長は、九月十三日の会
合で互選により松坂義正氏に決定されまし
た。

(税務課)

推薦並びに表彰の予定時期
二十七年十月十五日

推薦締切

このたび、地方公営企業法が制定され当市
の水道事業は、この法の趣旨に基いて、いよ
いよ十月一日から新しく公営企業体として出
発することになりました。

ただし会計経理面だけは準備の
都合上明年一月一日から切り換え
られます。

水道が地方公営企業体になると
いうことはちょうど、日本国有鉄
道や専売公社、また最近では日本電
信電話公社が公共企業体として国
の経営から独立したのと大体同じ
理由によるもので、その第一の眼
目は、公共の福祉の増進をはかる
ことと企業としての経済性を發揮
することにあります。

これによる利点を挙げますと
1 市民生活に直結し水道使用者
本位の経営になります。

2 経営の内容および状態が何時でも一目瞭
然となります。

今後の水道事業の運営は市長が任命した
「管理者」によつてなされることとなり、市

◎ 回覧にしてお読み下さい

長は重要な基本的事項についてのみ事務を処
理することとなります。

また明春一月一日から切り換えられる財務
関係については、独立採算制による純然たる
特別会計が採用されます。従つてその計理の
仕方も、今までの現金主義による官庁計理を
全面的に廃止して、収益と費用をその發生の
事実に基づいて計理するいわゆる発生主義計理
となり、一般の営利会社とあまりかわらぬ会
計制度となる訳です。

然し今回の切り換えによつても、水道局の
機構や事務所、作業場所の変更はありません。
来とんなら変わったことはありません。

要するに「水道は今後半官半民のような企
業体となつて、今までより以上に市民に直結
した水道となるのだ」と思つていただければ
よろしいでしょう。

市では今回の切り換えを契機として、益々
企業性を發揮し公共事業としての活躍を期し
ておりますので、市民の皆さんのより一層の
御協力をお願いいたします。

(水道課)

表彰方法

市長名をもつて関係各機関、団体等宛に該
当者の推薦依頼状を發します。

該当者として推薦を受けた人達について
はその具体的事項を原爆功労者表彰調査委
員会(庁内二階の秘書課内)で調査し、その
上で広島市表彰委員会の審査を経て、表彰
すべき人達を決定し、感謝状と副賞を贈り
その具体的事項を公告いたします。

原爆による被害を軽減するため、消防、防
火、警備、避難、救護、防疫、非常用物資
の配給、応急復旧、被害現場の後片付けその
他の清掃、飲料水の供給、応急運輸および
応急業務の調製等の実施について特に献身
的に尽力され、その功績の顕著であつた人
ですが、これには現在亡くなつておられる
方も含まれます。

この秋に当り、原爆時その災害を軽減する
ため献身的に尽力された人々に対して、その
功勞を表彰し、感謝の意を表わす計画が次の
要領で実施されます。

表彰の対象

原爆のいたでは未だ癒えたとは言えませんが
この七年間の広島市民の努力は着々と実を
結び、全世界の人々に深い感銘を与えており
ます。

〃過ちは繰返しませぬから〃との決意をこ
めた反省と祈りのうちに迎えた原爆第七周年
記念日は、また我が国が独立を回復した年の
記念日として、その意義は一入深いものがあ
りました。

（ゴミの回収の都合で左のように区域を分けました）

十月 十日	十月 十一日	十月 十二日	十月 十三日	十月 十四日	十月 十五日	施行月日
宇治品	皆大比段仁保寄尾牛	治	品寒河山原似崎長田			出張所名
十月 十七日	十月 十八日	十月 十九日	十月 二十日	十月 廿一日	十月 廿二日	施行月日
章三	日	鏡舟十	本	基		出張所名
津條斐音入市			(元中央)	町		

注意されたい區域

十月六日	段原町	大須賀、松原、猿猴脇、神西蟹屋、二葉の里の各町
十月五日	基町	第一、二、三、四、五基町、北区東、城前、大手前、空室クラブ
十月七日	本庁	竹屋、鶴見、寶、昭和、宮土見、南竹屋、平野、東千田、大手五、六、七、八、九丁目千田一、二、三丁目、南千田の各町
十月六日	本庁	中島本町、天神、材木、木挽、元柳、中島新町、水主、吉島、同羽衣、同本町の各町
十月廿日	巳日市	中広、上天満、西天満、天満、福島、南三篠の各町

—縱覽—

1 九月二十二日から九月三十日まで

○河川や空地へ塵芥を捨てぬこと
○蠅、蚊、ねずみ族の一斉驅除。
○家屋周邊および附近道路の除草
○下水、水溜りの清掃。

このたび地方自治法の改正により、市議会の定例会は従来年六回以上開くようになつてゐたのが年四回に改められました。

これに基いて当市でも年六回を規定してゐた広島市議定会定例会条例を廃止して新たに昭和二十七年九月二十日付で広島市議定会定例会規則を設け、年四回、二月、五月、八月および十一月に開くことにな

(広報係)

版 告 知

七月一日付で行われた住民登録は、すでに本籍地と照会を終つたものと目下照

は市役所内資産税課（一階北詰）
2 十月一日から十月十一日まで市
役所か所管出張所
四、審査の請求ができます

◎注意
縦覧されて、不服のある方は九月二十二日から十月三十一日までの間に審査の請求をして下さい。

段原新町・段原中町・東雲町

庚午北町（已斐出張所）
古田町（草津出張所）

外国人登録法の制定によつて、広島市に在する外国人は、広島市長が指定し

た日時に（各人宛通知済み）最近六カ月の
以内（各人宛通知済み）最近六カ月の
に写した写真等必要書類を携行の上
渉外課に外国人登録証明書切換えの申請
をしなければなりません。申請期日にお
くれたら、申請を行わない場合は、それ
ぞれ法の定めるところにより、本邦から
退去を強制されることがありますから注
意して下さい。（渉外課）

北広瀬橋は昭和二十七年九月十六日か

ら広瀬中広橋と改名されました。

ただいま建設局緑地課で三滝墓苑の使用申込みを受付けております。

使用料は一口六平方メートルにつき、三級四千円、四級三千三百円、五級三千円とな

入学審査料が改められました。

市立学校の授業料と入学考査料に関する条例が九月十五日に改正され、九月一日から適用されます。

広島市立学校および改正額は次のとおりです。

廣島県立広島大学

定時制
〃 広島県広島基町高等学校
広島県広島千田高等学校

定寺制	三(二)月	一〇〇(一五)
-----	-------	---------

(広島市教育委員会)

次の方々から寄附金を戴きました。

と共に感謝いたしました。よう。
公五百円 静岡市東草深町の匿名の方より原

△六万六千九百三十円 アメリカ合衆国ユダ

田新市田山以恩黨延建資金
二万円 山口県玖珂郡柳井町大字柳井山根

より児童図書館建設資金

成資金
Y・S氏(匿名)より社会事業資金

氏より社会事業資金
昭和二十五年四月以降
本島市寄附財産

千五百五十九萬四千二百二十四六錢

七百六十七萬六千二百三十四兩六錢
七百九十一萬八千九百九十九兩

(寄附財産管理委員会)